

○三条市営住宅条例

平成17年5月1日

条例第161号

改正 平成17年10月4日条例第216号

平成17年12月26日条例第241号

平成18年3月23日条例第11号

平成19年12月21日条例第32号

平成20年3月21日条例第7号

平成23年12月20日条例第18号

平成24年3月26日条例第10号

平成25年3月26日条例第18号

平成25年12月17日条例第40号

平成26年9月25日条例第18号

平成28年3月23日条例第16号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第1章の2 公営住宅の整備基準（第3条の2—第3条の16）

第2章 公営住宅の管理（第4条—第38条）

第2章の2 公営住宅の指定障害福祉サービス事業者の使用（第38条の2—第38条の8）

第3章 改良住宅の管理（第39条—第42条）

第4章 特定公共賃貸住宅の管理（第43条—第48条）

第5章 若者世帯向け賃貸住宅（第49条—第53条）

第6章 駐車場の管理（第54条—第61条）

第7章 補則（第62条—第65条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定住宅法」という。）その他の法令で定めるもののほか、市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び若者世帯向け賃貸住

宅の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民の居住の安定と福祉の増進を図るため、公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び若者世帯向け賃貸住宅を設置する。

2 公営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び若者世帯向け賃貸住宅の名称、所在地、戸数等は、それぞれ別表第1、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が住民に使用させるために管理する次号から第5号までに掲げる住宅及びその附帯施設をいう。
- (2) 公営住宅 市が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- (3) 改良住宅 市が改良法に基づく住宅地区改良事業により建設し、賃貸する住宅及びその附帯施設をいう。
- (4) 特定公共賃貸住宅 市が特定住宅法第18条の規定に基づき建設及び管理を行う賃貸住宅及びその附帯施設をいう。
- (5) 若者世帯向け賃貸住宅 若年層の定住及び地域の活性化を促進するため市が管理、運営を行う賃貸住宅で、法、改良法及び特定住宅法の規定によらないものをいう。
- (6) 共同施設 法第2条第9号に規定する共同施設をいう。
- (7) 収入 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第1条第3号に規定する収入をいう。
- (8) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年建設省令第16号）第1条第3号に規定する所得をいう。
- (9) 建替事業 法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業のうち市が施行するものをいう。
- (10) 住宅地区改良事業 改良法第2条第1項に規定する住宅地区改良事業をいう。
- (11) 改良地区 改良法第2条第3項に規定する改良地区をいう。

第1章の2 公営住宅の整備基準

(健全な地域社会の形成)

第3条の2 公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）は、その周辺の地域を

含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(良好な居住環境の確保)

第3条の3 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(費用の縮減への配慮)

第3条の4 公営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(敷地の位置の選定)

第3条の5 公営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(敷地の安全等)

第3条の6 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第3条の7 公営住宅の住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第3条の8 公営住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 公営住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 公営住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 公営住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条

第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

- 5 公営住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第3条の9 公営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、供用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

- 2 公営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
- 3 公営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第3条の10 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第3条の11 公営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第3条の12 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第3条の13 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

い。

(集会所)

第3条の14 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第3条の15 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(通路)

第3条の16 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

第2章 公営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者を公募しようとするときは、次に掲げる方法のうち2以上のものによって行わなければならない。

- (1) 広報への掲載
- (2) 新聞への掲載
- (3) ラジオ放送又はテレビジョン放送
- (4) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- (5) 文書による回覧

2 市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の所在地、戸数、規格、家賃、入居者の資格、申込方法その他必要な事項を公示しなければならない。

(公募の例外)

第5条 市長は、次に掲げる事由に係る者を公募を行わずに市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 建替事業による市営住宅の除却

- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に市営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。
- (8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

（入居者の資格）

第6条 公営住宅に入居することができる者は、次（老人、身体障がい者、災害により住宅に困窮している者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては、第1号を除く。）の条件を具備する者とする。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) その者の収入が次に掲げる場合に依り、それぞれ次に掲げる金額を超えないこと。

ア 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) 入居者又は同居者が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかに該当する程度の身体障がいを有する場合

(イ) 入居者又は同居者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度の精神障がい（知的障がいを除く。）を有する場合

(ウ) 入居者又は同居者が(イ)に規定する精神障がいの程度に相当する程度の知的障がいを有する場合

- (エ) 入居者又は同居者が戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に規定する程度の障がい又は別表第1号表ノ3に規定する第一款症の程度の障がいを有する場合
 - (オ) 入居者又は同居者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている場合
 - (カ) 入居者又は同居者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない場合
 - (キ) 入居者又は同居者がハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合
 - (ク) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (ケ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
 - (コ) (ア) から (ケ) までに定める場合のほか、入所者の心身の状況又は世帯構成、災害により住宅に困窮していることその他のやむを得ない事由の有無、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として規則で定める場合
- イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円）
- ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
 - (4) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
 - (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- 2 市長は、前項に定めるもののほか、入居者を公募しようとする市営住宅の戸数が著しく少ない場合その他特に必要があると認めるときは、入居者の資格に制限を加えることがで

きる。

(入居者の資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止（以下「用途廃止」という。）により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第2号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号（老人等にあつては、同項第1号を除く。）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

3 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者については、当該災害発生の日から3年間は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる条件を具備することを要しない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとするものは、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。この場合において、入居の申込みは、1世帯1戸限りとする。

2 市長は、前項の申込みがあつたときは、これを審査し、市営住宅の入居者として決定したときは、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超えるときは、当該申込者が住宅に困窮する実情に応じ適切な規模、設備又は間取りの市営住宅（単身者の入居を認める場合にあつては、居室数が2室以下とする。）に入居することができるよう配慮し、政令第7条各号に掲げる者のうち住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定するものとする。この場合において、住宅困窮順位を定め難いときは、公開抽選により入居者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる者を優先的に選考して入居させることができる。

- (1) 海外からの引揚者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等及び同法第6条第1項に規定する当該親族等
- (3) 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項の規定により炭鉱離職者求職手帳の発給を受けている者
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び婚姻の予約者を含む。以下同じ。）のない者で現に20歳未満の子を扶養しているもの
- (5) 60歳以上の者（同居者（配偶者、親族であるおおむね60歳以上の者及び親族である18歳未満の者を除く。）のある者を除く。）のある者を除く。）
- (6) 本人又は同居者が、第6条第1項第2号ア（ア）から（オ）まで及び（キ）に規定する場合に該当する者
- (7) 18歳未満の同居者が3人以上ある者
- (8) 公共的な事業の施行に伴い立ち退きの要求を受けた者で市長が適当と認めるもの
- (9) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で市長が特に必要と認めるもの
- (11) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で市長が特に必要と認めるもの
- (12) 生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が別に定める要件を備えているもの
- (13) 市長が別に定める低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としているもの
(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに、入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定するものとする。

(入居の手続)

第11条 入居決定者は、決定の通知があった日から10日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

- (1) 市長が別に定める要件を備える連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- (2) 第20条第1項の規定により敷金を徴収される場合は、敷金を納付すること。

2 入居決定者は、やむを得ない事情により前項に規定する期間内に同項各号に掲げる手続をすることができないときは、市長の承認を得て、市長が別に指示する期間内に同項各号に掲げる手続をすることができる。

3 市長は、入居決定者が第1項各号に掲げる手続をしたときは、速やかに入居可能日を当該入居決定者に通知しなければならない。

4 入居決定者は、前項の入居可能日から7日以内に入居しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(入居決定の取消し)

第12条 市長は、入居決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、入居の決定を取り消すことができる。

- (1) 入居の申込みに当たって虚偽の申込みをしたことが判明したとき。
- (2) 前条第1項又は第2項に規定する期間内に同条第1項各号に掲げる手続をしないとき。
- (3) 正当な理由なく前条第3項の入居可能日から7日以内に入居しないとき。

(同居の承認)

第13条 入居者は、入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の承認による同居後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第2号に定める金額を超えるときは、前項の承認をしないものとする。

3 市長は、第1項の規定により同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしないものとする。

(入居の承継の承認)

第14条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者で引き続き居住を希望するものは、省令第11条に定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 市長は、前項の引き続き居住を希望する者（同居する者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしないものとする。

（家賃の額）

第15条 入居者の毎月の家賃は、毎年度、次条第2項の規定により認定された収入（同条第3項の規定により更正された場合は、当該更正後の収入。第24条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃の額（毎年度、政令第3条に規定する方法により算出された額をいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、次条第1項の規定による入居者からの収入の申告がない場合で第31条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず入居者がその請求に応じないときは、当該公営住宅の入居者に係る家賃は、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

（収入の申告等）

第16条 入居者は、毎年（改良住宅に入居後3年未満の者を除く。）7月末日までに、省令第8条に規定する方法により、前年の収入を申告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、入居者に通知するものとする。

3 入居者は、前項の認定について市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

（家賃の納付）

第17条 市長は、入居者から第11条第3項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日（第27条第1項又は第32条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日又は明け渡した日のいずれか早い日、第37条第1項に規定する検査を受けないで立ち退いたときは市長の認定する日、第38条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの請求のあった日）までの間、第15条第1項の規定による家賃を徴収する。

2 入居者は、毎月末日（12月にあっては市長の指定した日、月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、これらの日の翌日をもってその納期限とする。

3 市長は、入居者が新たに入居した場合又は明け渡す場合でその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃を日割計算により徴収する。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第18条 市長は、入居者又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者の疾病又は傷害により、家賃の支払が困難であると認められるとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受け、家賃の支払が困難であると認められるとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別な事情があるとき。

(督促及び遅延損害金)

第19条 家賃の督促及び遅延損害金の徴収については、三条市私債権管理条例（平成23年三条市条例第18号）の定めるところによる。

(敷金)

第20条 市長は、入居者から入居の際に決定された家賃の3月分（特定公共賃貸住宅は2月分）に相当する金額の範囲内で敷金を徴収することができる。

- 2 市長は、入居者又は同居者が第18条各号のいずれかに該当するときは、敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 敷金は、入居者が住宅を明け渡すときに還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、これらを控除した額を還付する。
- 4 敷金には、利子を付けない。

(修繕等の費用負担)

第21条 市営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の省令第9条に規定する附帯施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。

2 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

- (1) 前項に規定する修繕を除く市営住宅の修繕に要する費用
- (2) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料（附帯施設の使用料を含む。）
- (3) 建具の修繕（障子及びふすまの張り替え並びにガラスのはめ替えを含む。）、畳の表替え（裏返しを含む。）及びその他の造作の修繕に要する費用

(4) 汚物及びごみの処理並びに除雪に要する費用

(5) 共同施設給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持及び運営に要する費用

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長の指定する費用

3 入居者は、第1項の規定にかかわらず、入居者の責めに帰すべき事由により同項に規定する修繕の必要が生じたときは、市長の指示に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

4 前3項の規定にかかわらず、借上げに係る公営住宅の修繕に関する費用負担については、市長が別に定める。

(入居者の保管義務)

第22条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者は、前条第1項に規定する修繕が必要となったときは、その原因にかかわらず、遅滞なく市長に届け出なければならない。

3 入居者は、自己の責めに帰すべき事由により市営住宅又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、これを原状に復し、又は市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(禁止行為)

第23条 入居者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 近隣に迷惑を及ぼし、風俗秩序を乱し、又は市営住宅を損傷し、若しくは汚損すること。

(2) 市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。

(3) 市営住宅を住宅以外の用途に使用すること。

(4) 市営住宅を模様替えし、又は増築すること。

(5) 市長に届け出ないで市営住宅を引き続き15日以上使用せず、又は責任のない家族を残して退去すること。

2 入居者は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ市長の承認を得たときは、同項第3号から第5号までに掲げる行為をすることができる。

3 市長は、原状回復又は撤去が容易な場合で市営住宅の明渡し時に入居者の費用で原状回復し、又は撤去することを条件として付すときに限り、第1項第4号に掲げる行為の承認をすることができる。

(収入超過者等の認定等)

第24条 市長は、入居者が公営住宅に引き続き3年以上入居している場合において、第16条第2項の規定により認定した当該入居者の収入が第6条第1項第2号に定める金額を超えるときは、当該入居者を収入超過者と認定し、その旨を通知するものとする。

2 市長は、入居者が公営住宅に引き続き5年以上入居している場合において、第16条第2項の規定により認定した当該入居者の収入が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超えるときは、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知するものとする。

3 入居者は、前2項の規定による認定について市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を更正するものとする。

(明渡しの努力義務)

第25条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者（以下「収入超過者」という。）は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者の家賃)

第26条 収入超過者の当該認定に係る期間（当該収入超過者が当該期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）の毎月の家賃は、第15条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃の額以下で政令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。

2 第17条から第19条までの規定は、前項に規定する家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡しの請求)

第27条 市長は、第24条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、公営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合でその者から申出があったときは、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が疾病にかかり、又は傷害を受けたとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 退職等の理由により、近い将来において入居者又は同居者の収入が著しく減少する

ことが予想されるとき。

(4) その他特別の事情があるとき。

(高額所得者の家賃等)

第28条 高額所得者の当該認定に係る期間（当該高額所得者が当該期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）の毎月の家賃は、第15条第1項及び第26条第1項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃の額とする。

2 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第17条及び第19条の規定は第1項に規定する家賃について、第18条の規定は同項に規定する家賃及び前項に規定する金銭について、それぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第29条 市長は、収入超過者から申出があった場合その他必要があると認めるときは、それらの者に対し他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、当該収入超過者が公的資金による住宅への入居を希望するときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第30条 第7条第1項に規定する入居者が他の市営住宅に入居した場合については、その者の公営住宅の借上げに係る契約の終了又は用途廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間を明渡し後に入居した他の市営住宅に入居している期間に通算して第24条から前条までの規定を適用する。

2 第33条の規定による申出をした者が建替事業により新たに整備された市営住宅に入居した場合については、その者の当該建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間を新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算して第24条から前条までの規定を適用する。

(収入状況の報告の請求等)

第31条 市長は、第15条第1項、第26条第1項若しくは第28条第1項に規定する家賃の決定、第18条（第26条第2項又は第28条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項の規定による敷金の減

免若しくは徴収の猶予、第27条第1項の規定による明渡しの請求、第29条の規定によるあっせん等又は第33条に規定する新たに整備される市営住宅への入居に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

- 2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行使させることができる。
- 3 市長及び前項の当該職員は、第1項に規定する権限の行使により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(建替事業による明渡しの請求等)

第32条 市長は、建替事業の施行に伴い、現に存する市営住宅を除却するため必要があると認めるときは、法第37条第5項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による通知をした後、当該市営住宅の入居者に対し、期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して3月を経過した日以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 第28条第2項の規定は、第1項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合について準用する。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第33条 建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者は、当該建替事業により新たに整備される市営住宅への入居を希望するときは、市長の定めるところにより入居の申出をしなければならない。

(建替事業に係る家賃の特例)

第34条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の規定にかかわらず、政令第11条に規定するところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(用途廃止による他の市営住宅への入居に係る家賃の特例)

第35条 市長は、用途廃止による公営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営

住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第26条第1項又は第28条第1項の規定にかかわらず、政令第11条に規定するところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(家賃の端数計算)

第36条 市営住宅の家賃又は近傍同種の住宅の家賃の額を算定する場合において、その額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前2条の規定により家賃を減額する場合において、その減額の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円に切り上げる。

(住宅の検査)

第37条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て第62条第1項に規定する住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 第23条第2項の規定により市長の承認を得て市営住宅を模様替えし、又は増築した入居者は、前項の検査のときまでに、原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡しの請求等)

第38条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対して市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者が第13条第1項、第14条第1項、第22条及び第23条の規定に違反したとき。
- (5) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (6) 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求を受けた者から徴収すること

ができる。

- 4 市長は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。
- 5 市長は、第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該公営住宅の入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第2章の2 公営住宅の指定障害福祉サービス事業者の使用

（使用許可）

第38条の2 市長は、公営住宅を公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条第7号に規定する者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）に住宅として使用させることが必要であると認める場合においては、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該指定障害福祉サービス事業者に対して、当該公営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、公営住宅の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

（使用手続）

第38条の3 指定障害福祉サービス事業者は、前条の規定により公営住宅を使用しようとするときは、規則で定めるところにより、使用の許可を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合には、使用の可否及び使用可能日を通知するものとする。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、前項の規定により公営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、前項の使用可能日から市長の定める日までに公営住宅の使用を開始しなければならない。

（使用料）

第38条の4 指定障害福祉サービス事業者は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者が公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家

賃に相当する額の合計額は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第38条の5 指定障害福祉サービス事業者による公営住宅の使用については、第17条、第19条、第21条から第23条まで、第32条、第37条及び第63条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「入居者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業者」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、第17条第1項中「第11条第3項の入居可能日」とあるのは「第38条の3第2項の使用可能日」と、「第15条第1項」とあるのは「第38条の4第1項」と、同条第3項中「入居した場合」を「使用した場合」と、第19条中「遅延損害金」を「延滞金」と、「三条市私債権管理条例（平成23年三条市条例第18号）」を「三条市督促手数料及び延滞金徴収条例（平成17年三条市条例第64号）」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第38条の6 市長は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該公営住宅を使用している指定障害福祉サービス事業者に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第38条の7 公営住宅を使用している指定障害福祉サービス事業者は、第38条の3第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第38条の8 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第3章 改良住宅の管理

(入居者の資格)

第39条 改良住宅に入居することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次に掲げる者で住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失ったもの
 - ア 改良地区の指定の日から引き続き改良地区内に居住していた者。ただし、改良地区の指定の日後に別世帯を構成するに至った者を除く。
 - イ アただし書に該当する者及び改良地区の指定の日後に改良地区内に居住するに至

った者。ただし、住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号。以下「改良法施行令」という。）第8条に規定するところにより、市長が承認した者に限る。

ウ 改良地区の指定の日後にア又はイに該当する者と同じの世帯に属するに至った者

(2) 前号ア、イ又はウに該当する者で改良地区の指定の日後に改良地区内において災害により住宅を失ったもの

(3) 前2号に掲げる者と同じの世帯に属する者

2 前項の規定にかかわらず、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居を認めない。

(家賃の額)

第40条 改良住宅の入居者の毎月の家賃の額は、別表第2に定めるとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項に定める改良住宅の家賃を変更することができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 市営住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 改良住宅に改良を施したとき。

(準用)

第41条 改良住宅の管理については、第8条第1項及び第2項、第11条から第14条まで、第16条から第23条まで、第24条第1項及び第3項、第25条、第26条、第29条、第31条、第32条、第35条から第37条まで並びに第38条第1項、第2項及び第4項の規定を準用する。この場合において、第13条第2項及び第24条第1項中「第6条第1項第2号」とあるのは「第42条第1項第1号又は第2号」と、第26条第1項中「第15条第1項の規定にかかわらず、当該収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃の額以下で政令第8条第2項に規定する方法により算出した額とする。」とあるのは「第40条第1項の規定にかかわらず、同項の規定による家賃の額に改良法施行令第13条の2に規定する方法により算出した公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）の規定による改正前の政令（以下「旧政令」という。）第6条の2第2項に規定する割増賃料の限度額を加えた額を家賃として支払わなければならない。この場合において、旧政令第6条の2第2項中「法第13条第3項に規定する月割額（家賃が当該月割額を超えている場合においては、当該家賃の額）」とあるのは、「市長が定める家賃の額（変更した場合は、当該変更後の額）」と読み替えるものとする。」と、第32条第4項中「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第28条第2項中「近傍同種の住宅の」とあるのは

「第40条第1項又は第41条において準用する第26条第1項の規定による」と読み替えるものとする」と、第38条第4項中「近傍同種の住宅の」とあるのは「第40条第1項又は第41条において準用する第26条第1項の規定による」と読み替えるものとする。

(入居の特例)

第42条 市長は、改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなったときは、第6条第1項各号（老人、身体障がい者、災害により住宅に困窮している者その他の特に住居の安定を図る必要がある者として規則で定める者は第1号及び第2号を、その他の者は第2号を除く。）の条件を具備し、かつ、収入が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を超えない者を改良住宅に入居させることができる。

(1) 第6条第1項第2号アに規定する場合 139,000円

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 114,000円

2 前項の規定により入居する者に係る改良住宅の管理については、前2条に定めるもののほか、市営住宅の例による。

第4章 特定公共賃貸住宅の管理

(入居者の資格)

第43条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、その者の所得が15万8,000円以上48万7,000円以下の者（15万8,000円未満の者であって所得の上昇が見込まれ、市長が特定公共賃貸住宅に入居させることが適当と認めるものを含む。）であり、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 自ら居住するため住宅を必要とする者であって、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

(2) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情により市長が特定公共賃貸住宅に入居させることが適当であると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居を認めない。

(公募の例外)

第44条 市長は、前条第1項第2号に掲げる者を公募を行わずに特定公共賃貸住宅に入居させることができる。

(入居者の選定)

第45条 市長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超えるときは、公開抽選その他公正な方法により入居者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、同居親族が多い者その他の特に居住の安定を図る必要があると認める者を優先的に選定して入居させることができる。

(家賃の額)

第46条 特定公共賃貸住宅の入居者の毎月の家賃の額は、別表第3に定めるとおりとする。

(住宅の明渡しの請求等)

第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入居者に対して特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
- (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
- (3) 入居者が特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- (4) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- (5) 入居者が次条において準用する第13条第1項、第14条第1項、第21条第2項及び第3項、第22条並びに第23条の規定に違反したとき。

2 前項の請求を受けた入居者は、速やかに当該特定公共賃貸住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項の請求を行ったときは、請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。

(準用)

第48条 特定公共賃貸住宅の管理については、第4条、第8条第1項及び第2項、第10条から第12条まで、第13条第1項及び第3項、第14条、第17条、第19条から第23条まで並びに第37条の規定を準用する。

第5章 若者世帯向け賃貸住宅の管理

(入居者の募集方法)

第49条 市長は、若者世帯向け賃貸住宅の入居者を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、入居の申込みの期間の初日から起算して少なくとも1週間前に、広報、掲示等の方法により広告して行うものとする。

3 前2項の規定による公募は、少なくとも次に掲げる事項を示して行うものとする。

- (1) 賃貸住宅が若者世帯向け賃貸住宅であること。
- (2) 賃貸住宅の所在地、戸数、規模及び構造
- (3) 入居者の資格

- (4) 家賃その他賃貸の条件
 - (5) 入居の申込みの期間及び場所
 - (6) 申込みに必要な書面の種類
 - (7) 入居者の選定方法
- (入居者の資格)

第50条 若者世帯向け賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 入居申込日において、満年齢の合計が70以下である夫婦（婚約中の者を含む。）とその親族
- (2) 入居後、速やかに当該住宅の所在地に住所を移転することができる者
- (3) 家賃の支払能力があると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員及びその他市長が適当でないと認める者は、入居を認めない。

(入居者の選定)

第51条 入居の申込みを受理した戸数が三条市若者世帯向け賃貸住宅の戸数を超える場合においては、公開抽選その他公正な方法により入居者を選定するものとする。

(家賃の額及び変更)

第52条 若者世帯向け賃貸住宅の入居者の毎月の家賃の額は、別表第4に定めるとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 若者世帯向け賃貸住宅に改良を施したとき。

(準用)

第53条 若者世帯向け賃貸住宅の管理については、第8条第1項及び第2項、第10条から第12条まで、第13条第1項及び第3項、第14条、第17条、第19条から第23条まで、第37条並びに第47条の規定を準用する。

第6章 駐車場の管理

(使用者の資格)

第54条 共同施設として整備された駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次の条件を具備する者とする。

- (1) 公営住宅、特定公共賃貸住宅又は若者世帯向け賃貸住宅の入居者又は同居者であること。

(2) 自ら使用するための駐車を必要としていること。

(使用の申込み及び決定)

第55条 前条に規定する使用資格のある者で駐車場を使用しようとするものは、規則で定めるところにより駐車場の使用の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、これを審査し、駐車場の使用者として決定したときは、その旨及び駐車場を使用することができる日（以下「使用可能日」という。）を当該使用者として決定した者（以下「駐車場使用者」という。）に通知するものとする。

(使用者の選考)

第56条 市長は、使用の申込みをした者（以下「申込者」という。）の数が使用させるべき駐車場の区画の数を超えるときは、規則で定めるところにより、公正な方法で選考を行い、駐車場の使用者を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、申込者が身体障がい者である場合その他特別な事由がある場合で、駐車場の使用が必要であると認めるときは、当該申込者について優先的に駐車場の使用者として決定することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者を駐車場の使用者として決定しないことができる。

(1) 申込者（同居者が駐車場の使用の申込みをした場合にあつては、当該同居者と同居する入居者。次号、第4号及び第5号において同じ。）が不正の行為によって入居したとき。

(2) 申込者が家賃を3月以上滞納しているとき。

(3) 申込者が公営住宅、特定公共賃貸住宅、若者世帯向け賃貸住宅又は共同施設を故意にき損したとき。

(4) 申込者が正当な理由によらないで引き続き15日以上公営住宅、特定公共賃貸住宅又は若者世帯向け賃貸住宅を使用していないとき。

(5) 申込者が第13条第1項、第22条及び第23条第1項第2号から第5号までの規定（第48条又は第53条において準用する場合を含む。）に違反したとき。

(6) 申込者が第23条第1項第1号の規定（第48条又は第53条において準用する場合を含む。）に違反し、その是正のための市長の指示に従わなかったとき。

(7) 申込者（当該申込者と同居する者を含む。）が暴力団員であるとき。

4 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、前条第2項に規定する決定に条件を付することができる。

(使用の手続)

第57条 駐車場使用者は、使用可能日までに市長が別に定める要件を備える連帯保証人の連署する請書を提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 駐車場使用者は、やむを得ない事情により使用可能日までに請書を提出することができないときは、市長の承認を得て、市長が別に指示する日までに請書を提出しなければならない。

(使用料)

第58条 駐車場使用者の毎月の使用料は、別表第5に定める額とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、使用料の減免をすることができる。

(使用料の納付)

第59条 市長は、駐車場使用者から、使用可能日から当該駐車場使用者が駐車場を明け渡した日(次条第1項の規定による明渡しの請求があったときは明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第61条において準用する第37条第1項に規定する検査を受けないで立ち退いたときは市長の認定する日)までの間、前条第1項に規定する使用料を徴収する。

2 駐車場使用者は、毎月末日(月の途中で明け渡す場合は、明け渡した日)までにその月の使用料を納付しなければならない。

3 市長は、駐車場使用者が新たに駐車場を使用した場合又は駐車場を明け渡す場合でその月の使用期間が1月に満たないときは、その月の使用料を日割計算により徴収する。

4 市長は、第2項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、使用料の徴収の猶予をすることができる。

(使用決定の取消し等)

第60条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の使用の決定を取り消し、駐車場使用者に対し、期限を定めてその明渡しを請求することができる。

- (1) 駐車場使用者が不正の行為によって使用の決定を受けたとき。
- (2) 駐車場使用者が第54条各号に掲げる条件を具備する者でなくなったとき。
- (3) 駐車場使用者が第57条の規定に違反したとき。
- (4) 駐車場使用者が使用料を3月以上滞納したとき。
- (5) 駐車場使用者が正当な理由によらないで引き続き15日以上駐車場を使用しないとき。

- (6) 駐車場使用者が次条において準用する第23条第1項第2号から第5号まで及び同条第2項（同条第1項第3号に掲げる行為に係る部分に限る。）の規定に違反したとき。
 - (7) 駐車場使用者について第56条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - (8) 第56条第4項の規定により使用の決定に付した条件に駐車場使用者が違反したとき。
 - (9) その他市長が駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 前項の請求を受けた駐車場使用者は、同項の期限までに当該駐車場を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号から第8号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、同項の期限として定めた日の翌日から当該駐車場の明渡しを行う日までの期間について、毎月、使用料の額の2倍に相当する額以下の金銭を当該請求を受けた者から徴収することができる。
- 4 市長は、第1項第9号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該駐車場使用者にその旨を通知しなければならない。

（準用）

第61条 駐車場の管理については、駐車場を市営住宅とみなして、第14条、第19条、第23条第1項第2号から第5号まで、同条第2項（同条第1項第3号に掲げる行為に係る部分に限る。）及び第37条第1項の規定を準用する。

第7章 補則

（住宅監理員及び住宅管理人）

第62条 市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅及び若者世帯向け賃貸住宅並びに共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅等の環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導をするため住宅監理員を置く。

- 2 住宅監理員は、市長が職員のうちから任命する。
- 3 市長は、住宅監理員の職務を補助させるため、住宅管理人を置くことができる。
- 4 住宅管理人は、住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等入居者との連絡の事務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、住宅監理員及び住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

（立入検査）

第63条 市長は、市営住宅等の管理上必要があると認めるときは、住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅等の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせること

ができる。

- 2 前項の規定により検査を行う者は、現に使用している市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅又は若者世帯向け賃貸住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅、改良住宅、特定公共賃貸住宅又は若者世帯向け賃貸住宅の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 入居者は、第1項の検査を正当な理由なくして拒むことができない。
- 4 第1項の規定により検査を行う者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第64条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第65条 詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の三条市営住宅条例(平成9年三条市条例第17号)、下田村営特定公共賃貸住宅条例(平成9年下田村条例第51号)若しくは下田村営住宅設置及び管理条例(平成9年下田村条例第52号)(以下これらを「合併前の条例」という。)又は下田村若者世帯向け賃貸住宅条例(平成13年下田村条例第28号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成17年10月条例第216号)

この条例中第1条の規定は平成17年12月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月条例第241号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月条例第32号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月条例第7号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項から附則第8項までの規定は、平成20年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の三条市営住宅条例（以下「改正後条例」という。）第38条第1項第5号（第41条の規定により準用する場合を含む。）及び第47条第1項第4号（第53条の規定により準用する場合を含む。）の規定（以下「暴力団員明渡し請求関係規定」という。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後条例の規定により市営住宅の入居の決定、同居の承認又は入居の継承の承認（以下「入居の決定等」という。）を受けた者に適用する。
- 3 施行日前に改正前の三条市営住宅条例の規定により市営住宅の入居の決定等を受けた者（以下「既存入居者」という。）が、暴力団員明渡し請求関係規定に該当していること（次項に定める場合を除く。）が判明したときは、市長は、当該既存入居者に対し、明渡しの勧告をするものとする。ただし、暴力団員明渡し請求関係規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 4 既存入居者（暴力団員であるものを除く。）が暴力団員と同居しており、暴力団員明渡し請求関係規定に該当していることが判明したときは、市長は、当該既存入居者に対し、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告するものとする。ただし、暴力団員明渡し請求関係規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 5 市長は、前2項の勧告に従わないときは、当該既存入居者に対し、明渡しを請求することができる。
- 6 前3項の規定にかかわらず、既存入居者が暴力団員明渡し請求関係規定に該当し、他の入居者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められる場合は、市長は、当該既存入居者に対し、明渡しを請求することができる。
- 7 前2項の規定による明渡しの請求を受けた既存入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

8 市長は、附則第5項又は附則第6項の規定による明渡しの請求を行った場合は、当該請求を受けた既存入居者に対して、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、当該市営住宅が公営住宅の場合にあっては近傍同種の住宅の家賃の額、改良住宅、特定公共賃貸住宅又は若者世帯向け賃貸住宅の場合にあっては当該市営住宅の家賃の額のそれぞれ2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

附 則（平成23年12月条例第18号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成24年3月条例第10号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月条例第18号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月条例第40号）

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年9月条例第18号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

公営住宅

名称	戸数（戸）	位置
曲淵住宅	54	三条市曲淵一丁目8番5号
月岡百刈住宅1号	4	三条市月岡二丁目10番14号
月岡百刈住宅2号	4	三条市月岡二丁目10番13号
月岡百刈住宅3号	4	三条市月岡二丁目10番12号
月岡百刈住宅4号	4	三条市月岡二丁目10番10号
月岡百刈住宅5号	4	三条市月岡二丁目10番11号
月岡百刈住宅6号	4	三条市月岡二丁目10番8号
八珍簡耐共同住宅A	4	三条市月岡四丁目17番27号
八珍簡耐共同住宅B	8	三条市月岡四丁目17番25号、26号
島田建替住宅A	30	三条市島田二丁目17番4号

島田建替住宅B	30	三条市島田二丁目17番9号
島田建替住宅C	30	三条市島田二丁目17番16号
島田建替住宅D	30	三条市島田二丁目17番20号
南四日町住宅A	30	三条市南四日町四丁目10番23号
南四日町住宅B	20	三条市南四日町四丁目10番16号
西大崎住宅	24	三条市西大崎三丁目9番43号
藤平住宅	6	三条市荻堀1395番地1

別表第2（第2条、第40条関係）

改良住宅

名称	家賃	戸数（戸）	位置
三竹改良住宅A	8,500円	50	三条市三竹一丁目8番1号
三竹改良住宅B	8,500円	70	三条市三竹一丁目8番5号
三竹改良住宅C	9,000円	40	三条市三竹一丁目4番24号
三竹改良住宅D	9,000円	20	三条市三竹一丁目4番19号

別表第3（第2条、第46条関係）

特定公共賃貸住宅

名称	位置	構造	棟数	管理戸数	建設年度	1戸当たりの家賃月額
飯田特定公共賃貸住宅	三条市飯田2271番地	準耐火構造2階建	1	10	平成9年度	47,000円

別表第4（第2条、第52条関係）

若者世帯向け賃貸住宅

名称	位置	構造	棟数	管理戸数	建設年度	1戸当たりの家賃月額
コーポラス・飯田1号	三条市飯田2277番地1	耐火構造3階建	1	6	平成13年度	30,000円
コーポラス・飯田2号	三条市飯田2277番地1	耐火構造3階建	1	6	平成14年度	30,000円

別表第5（第58条関係）

名称	駐車場使用料月額

公 営	曲淵住宅	3,500円
	月岡百川住宅1号～6号	3,500円
	南四日町住宅A・B	2,900円
	西大崎住宅	2,800円
飯田特定公共賃貸住宅		3,000円
コーポラス・飯田1号・2号		